

鳥羽市総務民生常任委員会会議録

令和 2 年 9 月 1 6 日

○出席委員

委員長	世古安秀	副委員長	坂倉広子
委員	奥村敦	委員	戸上健
委員	浜口一利	委員	坂倉紀男

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・中村総務課長、中村補佐、寺田補佐、小崎係長
- ・山下市民課長、片岡補佐、寺田係長
- ・勢力税務課長、佐々木補佐、滋野係長
- ・中井健康福祉課長、岡本副参事、北村室長、齋藤補佐、辻川補佐
- ・濱口企画財政課長、高浪副参事、永野副室長

○職務のために出席した事務局職員

次長兼 議事総務係長	木田 崇
---------------	---------

(午前10時00分 再開)

○世古安秀委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務民生常任委員会を再開します。

本会議において当委員会に付託された案件は、議案第28号、鳥羽市土地開発基金条例の一部改正について、議案第29号、鳥羽市税外収入金に係る督促及び延滞金に関する条例等の一部改正について、議案第36号、鳥羽市辺地の総合整備計画の変更についての3件であります。

これより付託議案の審査に入ります。

議案第28号、鳥羽市土地開発基金条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 おはようございます。総務課、中村です。よろしくお願いたします。

議案書の7ページをご覧ください。

議案第28号、鳥羽市土地開発基金条例の一部改正について。

鳥羽市土地開発基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由としまして、基金を活用した用地の先行取得機会の減少に鑑み、財源の有効活用を図るため所要の改正を行うものです。

新旧対象表の1ページをお願いします。

改正内容ですけれども、第2条第2項中「積み立て」を「積み立て、又は基金の一部を処分」とし、第3項では「積み立て」を「積立て又は処分」、「積み立て額相当増加」を「積立額相当増加し、又は処分額相当額減少」と改めます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○世古安秀委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第28号について、ご質疑はございませんか。

浜口一利委員。

○浜口一利委員 土地開発基金を処分するという点については、いろいろ今までもちょっと議論もあったと思うんで、それについてはいいと思うんですけれども、土地開発基金としての役割がもうなくなったとあるけれども、本当に全く活用するということは今後ないわけなんですか。

○世古安秀委員長 総務課長。

○中村総務課長 なくなったということではなくて、先行取得の機会の減少ということで、条例を廃止するというものではございません。条例は残します。条例の中に6,500万円という額が出てきます。それを、今現在は3億7,400万円ほど積み立てられておりますけれども、全てなくすというものではございません。その機会をまだ可能性としては残しつつ、取崩しができるようにするというところでございます。

○世古安秀委員長 浜口一利委員。

○浜口一利委員 取崩しができるという、それについてはいいと思うんですけれども、今、6,500万円というのは、その範囲で取崩しができるということですか。その全て取崩するというでなくして、例えば、

3億7,000万円のうち何割ぐらいまでという、そんな取決めはしなくてもいいんですか。

○世古安秀委員長 総務課長。

○中村総務課長 そうですね。幾ら取り崩すということを決めるものではございません。今後の財政事情も踏まえて、臨機応変に取崩し対応ができるようにという改正でございます。

○世古安秀委員長 浜口一利委員。

○浜口一利委員 今の説明でよくわかったんですけども、全て取崩しやるとか、やってやるとかということではないということなので、それはいいと思うんですけども、今後、土地開発基金で、例えば松尾工業団地のところとか、そんないろいろ全く開発基金としての役割はなくなったということできなしに、今後とも考えてということで、これについては取り崩すということについては、私、いいと思うんですけども、そのあたりも含めて、いろいろこれについては考えてください。

以上です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お聞きします。

この基金を活用して用地の取得をした一例、これはあるんでしょうか。直近ではいつでしょうか。

○世古安秀委員長 寺田課長補佐。

○寺田課長補佐 総務課課長補佐の寺田です。

直近では、海の博物館の土地、建物の購入のときに使っております。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 それは、どれだけの金額を支出されたんでしょうか。

○世古安秀委員長 寺田課長補佐。

○寺田課長補佐 8,673万6,000円です。

○戸上 健委員 了解です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第29号、鳥羽市税外収入金に係る督促及び延滞金に関する条例等の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 総務課、中村です。よろしく申し上げます。

議案書の9ページをお願いいたします。

議案第29号、鳥羽市税外収入金に係る督促及び延滞金に関する条例等の一部改正について。

鳥羽市税外収入金に係る督促及び延滞金に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由としまして、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う租税特別措置法の一部改正に伴い、関連条例における延滞金の割合等に関する規定の字句を整理するものです。

新旧対照表の2ページをお願いいたします。

改正内容ですが、第1条、附則第5項中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、それから、「告示された割合」を「平均貸付割合等」に改めます。第2条の鳥羽市後期高齢者医療に関する条例、それから、第3条の鳥羽市介護保険条例についても、同様の改正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○世古安秀委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第29号について、ご質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、次に、議案第36号、鳥羽市辺地の総合整備計画の変更について、担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○濱口企画財政課長 企画財政課、濱口です。よろしくお願ひします。

それでは、議案第36号の鳥羽市辺地の総合整備計画の変更について、ご説明を申し上げます。

議案書は29ページからでございます。

提案理由につきましては、神島町におけます事業内容の追加などに伴いまして、計画の一部を変更したく、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8号におきまして、準用する同条第1項の規定により提案するものでございます。

説明のほうは、高浪副参事のほうの説明しますので、よろしくお願ひします。

○世古安秀委員長 副参事。

○高浪副参事 高浪です。よろしくお願ひします。

今回ご提案いたしますのは、神島町における公共的施設の総合整備計画の一部変更でございます。

神島町の総合整備計画は、神島保育所の設計、建設による施設の安全性や園児ら島民の安全・安心を確保すること、また、神島診療所の超音波診断装置等の設置による島民が安心できる医療体制の充実を図ることの二つを掲げておりますが、今回は、神島診療所における画像診断を行うワークステーションの更新を追加しております。

議案書の30ページをご覧ください。

議案書30ページでは、神島町における総合整備計画書を示してございます。

1、辺地の概況ということで、神島町の概況を示しております。

(3)で、公共施設等までの距離など点数化した辺地度点数168点でございます。この辺地の点数が100点以上であることが辺地の要件となっております。

二つ目、ここに神島町における総合整備計画の内容を示しております。三つの段落で文章を構成しておりますが、三つ目の段落の上から2行目右側のほう、画像診断を行うワークステーションの更新の文言をここに追加し、計画書全体の一部を変更しております。

議案書31ページをご覧ください。

3、公共的施設の整備の内容を示しております。このうち、表の中の下の段、神島診療所医療施設整備事業、事業費を827万4,000円、財源内訳としまして、特定財源413万7,000円、一般財源413万

7,000円。一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額410万円としております。辺地対策事業債は、辺地の要件に該当した七つのまちにおけるハード整備のみに活用でき、充当率100%、後年度元利償還金の80%が交付税措置されます。

以上でございます。

○世古安秀委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第36号について、ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 それでは、ないようですので、続いて、採決に入る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 討議もないようですので、採決に移ります。

これより議案を採決します。

お諮りします。

議案第28号、鳥羽市土地開発基金条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第28号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第29号、鳥羽市税外収入金に係る督促及び延滞金に関する条例等の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第29号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第36号、鳥羽市辺地の総合整備計画の変更について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第36号については、原案どおり可決することに決定しました。

それでは、その他の通告の項に入りますが、説明員入れ替えますので、そのままお待ちください。

それでは、引き続いて会議を再開いたします。

それでは、その他の項に入ります。

発言の通告書をいただいておりますので、それに基づいて進めさせていただきます。ご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、戸上委員。

○戸上 健委員 通告書に記載した事項についてお聞きいたします。

まず1点目、議会のほうへコロナ対策の臨時交付金の活用実施計画に基づく実施状況一覧表というのを頂戴しております。その中で、細部について、項目と件数だけですので、内容的にどうだったのかということをお聞きしたいと思います。

まず、国民年金保険料の減免、市税の猶予、介護保険料の猶予減免について、これらが、受付件数というようになっておりますけれども、これ措置数と考えていいのか。そうでない場合、実際の措置数、これはどれだけかというのを教えてください。

それから、措置額の1件平均金額及び総額、さらに申請方式というのを取っております。本来該当しておいて、いろんな事情で申請していないケースというのも、僕はあるというふうに思います。担当課としてつかんでいらっしゃる対象者数、それぞれ何件か、これも教えてください。

○世古安秀委員長 それでは、順番に行きたいと思いますので、質問の中の1、国民年金保険料の減免についてお答えください。

市民課長。

○山下市民課長 改めまして、おはようございます。市民課、山下です。よろしくお願いします。

国民年金年間料の減免についてです。

関連事業等の実施状況ということで、8月31日現在で32件という数字を提示させていただきますので、この数字を基本にしてお答えしたいと思いますので、よろしくお願いします。

実施状況で、8月31日現在において申請受付数は32件でした。そのうち決定したもの、議員言われる措置数という件数ですが、機構のほうで決定します。今のところ、このうち30件が決定しております。

次の措置額の1件平均金額及び総額ということで、どれだけかという質問に対してですけれども、決定の総額、30件に対しての決定総額が357万2,340円です。そして、1件当たりの平均金額ですが、11万9,078円になります。この決定総額に対しての決定月数を計算しますと、240月になりますので、1月当たりでは1万4,885円となります。

そして、3点目の質問です。申請方式を取っているが、本来の対象者は何件あると見ているかということで、対象者の内容は年金の第1号被保険者としてお答えしておりますので、8月末現在で1号被保険者は2,442人です。既に保険料免除手続、ほかに学生免除とかの手続をしている方とも見えますので、そういった方が684人ございます。その方を除いた数字として1,758人という数字になっています。この方について、もし申請免除の条件に該当すれば、対象となることとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○世古安秀委員長 それでは、引き続き、2番、市税の猶予についてご答弁ください。

税務課長。

○勢力税務課長 改めまして、おはようございます。

戸上委員のご質問で、資料は税務課のほうは4ページ、5ページになるかと思えます。資料というか、総務課のほうから提出させていただいている4ページ、5ページ、4ページについては国民健康保険税ですので、また後日というふうにお伺いしておりますので、5ページのほうでご説明させていただきます。

まず、受付申請数と措置数が同じかということですので、猶予ですので、同数です。

あと、1件の平均金額という形で、今、5ページのほうを、金額を今回提示させていただいていますので、そちらのほうを件数で割り返した数字になりますが、固定資産税で279万1,352円、市・県民税で16万8,323円、国民健康保険税で32万659円、法人税で11万4,617円、軽自動車税で1万1,850円、合計でいきますと143万9,504円、単純ですけれども、そういう数字になります。

あと、申請方式を取っているが、本来の対象者はそれぞれ何件あるかということで、徴収猶予ですので、減免とはまた違いますので、対象者は数多くあると思います。単純に固定資産税でも1万通の納税通知書を送っておりますので、猶予という形になると、もしかすると全てが対象になるのかも分かりませんし、制度を使うか使わへんかは納税者の自由というか、考え方になるかと思いますが、今現在の申請で、ほぼほぼ受けたい人は来られているのかな。納税義務者82人となっていますが、その方々が改めて来る場合と、ちょっとこれは特殊なんですけれども、国民健康保険税で、今、減免の申請をされておって、その減免ができるできやへんとか、金額の多い少ないで改めて徴収の猶予をしていただくようお願いする場合もありますので、数十件は増えるのかも分かりませんが、今現状としては、全ての人が活用していただいたのかなと思っております。

以上です。

○世古安秀委員長 続きまして、3番の介護保険料猶予・減免について。

健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 おはようございます。健康福祉課長の中井です。よろしくお願いたします。

介護保険料の減免、それから猶予のほうですが、8月31日現在では、猶予のほうはございません。申請はございません。減免のほうは、申請が9件でございました。まだ8月31日時点では課税状況等照会中でしたが、その後、3件が該当という形になっております。その総額と平均でございますが、総額で26万6,769円、平均が8万8,923円となっております。対象者数でございますが、65歳以上の人口ですと約7,000人ぐらいいらっしゃいます。ですが、うちの1号被保険者の方は年金収入の方がほとんどでして、その前年との収入の対比、10分の3以下になればということなんです、年金収入の方はほぼほぼ変わっておりません。ですが、その7,000人の中の対象といたしますと、事業等を営んでおられて、そのような収入がある方になりますので、その対象者となってくると、ちょっと数のつかみようがないというのが現状でございます。

以上でございます。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりました。税務課長のご答弁のように、ほぼその該当者というのは申請なさっておると、もう漏れているという人はごくごく少ないのではないかということでした。ありがとうございます。

次に、市民課の後期高齢者医療保険の免除、猶予、これ、受け付け件数ゼロということになっておりますけれども、直近ではどうなっておりますでしょうか。

○世古安秀委員長 市民課長。

○山下市民課長 8月31日のときにはゼロでしたが、その後、申請ございまして、直近で2件でございます。この審査の決定のほうは三重県の広域連合が行いますので、申請していただきましたけれども、まだ決定かどうかというのは、まだ通知、今のところございません。

以上でございます。

○戸上 健委員 分かりました。

次に、3点目ですけれども、住居確保給付金の受け付けというのは9件でありますけれども、これは見込みどおりの数でしょうか。そして、具体的状況、どのようなケースがありましたでしょうか。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 この6か月の平均で考えますと、実績は1か月おおむね1.5件のペースで来ておりますので、おおむね見込みどおりではないのかなというふうには考えております。ですが、この9件でも延長がございますので、そこら辺はまだちょっと見えない部分というのはございます。

具体的なケースと申し上げますと、個々で様々ですし、詳細についてはちょっと申し上げにくい部分はございますが、このコロナウイルスの影響によって、休業や営業時間等の短縮による収入減のやはりケースになっております。

世帯としては、単身世帯が4分の3ほどを占めております。

以上でございます。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりました。

次に、最後に、このおめでとうボックスというのは市独自で着手して、議会へ出された状況表によりますと、申請者数は21人ということです。本来であれば、10万円の定額給付金、これに該当しない新生児、赤ちゃんの誕生はおめでたいことなただけけれども、そういうことになっておりました。鳥羽は、あなた方がこれ頑張っていて、独自にそういう方を該当するというおめでとうボックスになさったわけです。ですから、県内でもそんなに多くありません、これをやっておるところは。多気町とか、ごく限られております。

鳥羽の善政として、皆さん方のところにもそういうありがたいという声が届いているんじゃないかというふうに思うんです。エピソード的なものがあれば、ご紹介ください。

○世古安秀委員長 健康福祉課副参事。

○岡本副参事 子育て支援担当の岡本です。よろしくお願いします。

先ほどの戸上委員のご質問なんですけれども、この事業につきましては、ご承知のとおり、5月15日、補正予算（第3号）として認められた事業でございます。9月15日現在でいきますと、25名の方が申請をさせていただいております。もちろんこの事業に関しましては、市民課の協力、申請受け付けとか、あと応援券の配付をさせていただいております。

そのときの受給者さんの声でいきますと、やっぱり特別定額給付金から漏れた新生児ということで、お礼の言葉とか、あと言われているのは、そのプレゼントなんですけれども、申請していただくわけですけれども、Aグループ、Bグループという選択肢を二つ挙げさせていただいて、それに基づいて申請していただいていると。それが楽しいとかありがたいということで、そういうコメントは頂いていると聞いております。

以上でございます。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりました。もっと生々しいリアルな声何かあれば聞きたかったんですけれども、オーケー

一です。

○世古安秀委員長 はい、どうぞ。

○北村室長 子育て支援室の課長補佐の北村です。

4月生まれの方に関しては、もうこの制度が始まっていた時点で出生していた方がいらっしゃいましたので、その方に関しては、私どものほうから直接ご自宅に伺って、券をお渡しさせていただいたんです。私も実際、ちょっと2件ほど券を置きに伺わせていただいたんですけども、そのときにお話しさせていただいた感じでは、やはり子供が小さいうちは、例えばおむつをすぐ交換、すぐ排泄してしまうので何回もおむつを交換しなければいけないので大変ありがたいというような声をいただきました。

以上になります。

○世古安秀委員長 よろしいですか。

○戸上 健委員 結構です。よく分かりました。

○世古安秀委員長 それでは、以上でその他の項について終わります。

これで委員会を終わりたいと思います。

本委員会における委員長報告につきましては、ご一任を願います。

以上をもちまして、総務民生常任委員会を散会いたします。

ご苦勞さんでした。

(午前10時34分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和2年9月16日

総務民生常任委員長 世 古 安 秀

総務民生常任副委員長 坂 倉 広 子